

部活運営方針

令和4年4月1日

土浦市立土浦第四中学校

【「土浦市部活動の運営方針」策定の趣旨】

- 「土浦市部活動の運営方針」（以下、「市運営方針」という。）は、本市における義務教育である公立中学校・義務教育学校段階の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ・ 知、徳、体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすることとする。
- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めることとする。
- ・ 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めることとする。

【新たな運動部活動に向けての土浦市運営方針】

1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営

◇運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。

- (1) 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものとする。
- (2) 運動部活動は、運動部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく必要がある。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すものとする。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図

る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求めるものとする。

2 適切な運動部活動の運営のための体制整備

◇校長は、「市運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」の見直しをするものとする。また、運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出し、校長の承認を得ることとする。

(1) 運動部活動の方針の策定等

校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」を学校のホームページ等への掲載等により公表するものとする。

(2) 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図るものとする。

イ 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「運動部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得るものとする。

ウ 校長は、各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うものとする。

エ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で設定するものとする。

- ・ 学校教育の一環である運動部活動の位置付け
- ・ 運動部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

オ 市教育委員会、学校及び各種団体等においては、特に競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図るものとする。

カ 各学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図るものとする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することとする。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行うものとする。

(2) 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なことや、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するよう努めるものとする。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うものとする。

(3) 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「PDCA サイクル」を着実に実施することとする。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることとする。

- 1 Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

(4) 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに安全に徹した指導が実現できるようにするものとする。

4 適切な休養日等の設定

◇運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

(1) 各運動部活動の活動時間及び休養日を次の通りにすることとする。

ア 活動時間について

- 学校では、1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- 原則として朝の活動は行わない。ただし、以下の場合に限り、保護者からの同意および校長の承認を得てから行うことができる。
 - ・学校の部活動として通常設置していない駅伝や陸上競技会など、特設の活動を実施する場合

イ 休養日について

- 学期中、長期休業中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、原則としていずれか1日以上を休養日とする。ただし、週末に2日間とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動をおこなうことができるよう、以下の休養期間を設ける。
 - ・夏季休業中：8月13日～8月15日
 - ・冬季休業中：12月27日～1月3日
- 定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

(2) 校長は、2に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底するものとする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

◇学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討することとする。具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季

節ごとに異なるスポーツを行う活動，競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動，体力づくりを目的とした活動等，生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

少年期におけるジュニア・アスリートの育成については，必ずしも，学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ，高い資質・能力を有し，競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては，各種団体等の外部の協力を得るなどして，組織として育成体制を整えることが必要である。その際，運動部顧問の負担軽減を図るため，顧問が，地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに，生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

(2) 地域との連携等

市教育委員会及び校長は，生徒のスポーツ環境の充実の観点から，学校や地域の実態に応じて，地域のスポーツ団体との連携，保護者の理解と協力，民間事業者の活用等による学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った，学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進するものとする。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇学校は，各運動部が参加する大会・試合等を把握し，生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して，参加する大会・試合等を精査する必要がある。

- (1) 各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安を12大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とするものとする。
- (2) 校長は，市教育委員会が定める上記の各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ，生徒の教育上の意義や，生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して，参加する大会等を精査することとする。

7 文化部の部活動

文化部活動においては，文化部活動の特性を踏まえつつ，「市運営方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」に準じた取扱いをするものとする。

「土浦市部活動の運営方針」による土浦四中の確認事項

1－(4) 2－(1) について

9月3日に学校の運営方針等を学校便りを使って各家庭に配付及び地域回覧で周知を図る。また、学校ホームページにおいても同様の内容を掲載し、対外的に方針を発信する。

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「市運営方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」に準じた取扱いをするものとする。

2－(2) について

イ 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、PTA本部役員会、及び運営委員会、学校評議員に学校の活動内容等を説明するとともに、多くの意見を吸い上げ、共通理解のもとにたった運営を行う。また、必要に応じ学校医からは医学的見地、栄養教諭からは食事からの健康についての意見をいただき、参考とする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について
市の方針に記載されていることを十分理解し、指導にあたる。

4 適切な休養日等の設定

◇運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

(1) 各運動部活動の活動時間及び休養日を次の通りにすることとする。

ア 活動時間について市の方針に従い、活動時間を次のように設定する。

- 学校では、1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- 原則として朝の活動は行わない。ただし、以下の場合に限り、保護者からの同意および校長の承認を得てから行うことができる。
 - ・学校の部活動として通常設置していない駅伝や陸上競技会など、特設の活動を実施する場合。

イ 休養日について

- 学期中、長期休業中は週当たり2日以上休養日（以下「週末」という。）は、原則としていずれか1日以上を休養日とする。ただし、週末に2日間とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

平日	木曜日	休養日	} 一週間のうち、2日休養日
土日	いずれかを休養日		

特別な例 土日いずれも地方大会等で活動した場合。

月曜 部活無 休養日 木曜休養日→一週間のうち、2日休養日

※ 基本的には，週 2 日休養日を設ける。

- 長期休業中における休養日の設定は，学期中に準じた扱いとする。また，生徒が十分な休養を取ることができるとともに，運動部活動以外にも多様な活動をおこなうことができるよう，以下の休養期間を設ける。
 - ・ 夏季休業中：8 月 13 日～8 月 15 日
 - ・ 冬季休業中：12 月 27 日～1 月 3 日
- 定期試験等の実施前の一定期間を，学校全体の部活動休養日として設定する。
 - ・ 中間テスト，期末テスト前 3 日間部活無。テスト当日の放課後から活動可。